

【令和元年度 事故防止機器購入(リース)にかかる助成要領】

- 1、目的 事業用トラックによる事故防止を推進するため、「事故防止機器」購入(リース)にあたって購入経費の一部を助成し、その普及促進を図る。
- 2、助成対象者 対人契約組合員
- 3、助成対象機器
 - ・ドライブレコーダー(ドラレコ単体)
 - ・デジタルタコグラフ(デジタコ単体)
 - ・ドラレコ・デジタコ(一体型)

4、機器助成の範囲及び金額

助成台数は、2019年(平成31年)3月末対人契約台数により決定します。

(下記「区分別助成台数表」参照)

助成金額は1台あたり10,000円以上の機器を購入した場合は10,000円。

購入金額が10,000円を下回る場合は購入実費金額を助成する。

※ドラレコ・デジタコ(一体型)も1万円限度です。(2種類の機器としての助成はいたしません。)

機器購入についてトラック協会助成との重複利用も認めます。

区分別助成台数表

区分	2019年(平成31年)3月末対人契約台数	助成台数
A	100台以上	25台まで
B	50台～99台	15台まで
C	11台～49台	10台まで
D	6台～10台	5台まで
E	1台～5台	対人契約台数

申請は、下記①+②に『助成金申請書・助成申請内訳書』を添えて郵送申請を願います。

- ① 品名・購入個数・購入金額がわかる
『見積書・請求書・業者の装着証明書』のいずれかのコピー。
- ② 『領収書・振込書・物品納品書』のいずれかのコピー。
リースの場合は『リース契約書』のコピー。

※ 車検証の添付は不要です。

用紙等は、共済ホームページよりダウンロードできます。

なお、来年度より実施案内及び申請用紙等はすべてダウンロードのみとし、郵送等はいたしません。